

県条例に基づく特定施設一覧（振動）

（群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第十三）

- 一 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
- 二 送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 三 シェイクアウトマシン
- 四 オシレイティングコンベア
- 五 ダイカストマシン